

# F A X 飛躍

# JR東労組東京地本青年部

## 組合員のために会社をチェックし、意見と改善をさせなければ労働組合とは呼べません！

YAHOO! JAPAN ニュース ログイン IDでもっと便利に [新規登録]

特集トップ Yahoo!ニュース 特集について Yahoo! JAPAN



### 誰が内部告発者を守るのか「労組も力にならず」と訴える経験者たち

10/4(木) 6:29 配信

写真:GYRO PHOTOGRAPHY/アフロ



<https://news.yahoo.co.jp/feature/1105>

元記事はこちらから

「より良い環境でしっかりと仕事をしたい。」働く上でみなさんもこのように考えるのではないのでしょうか。環境が悪いほど、ましてや省令や法令をも無視するようであれば、看過できないと思う方もいるでしょう。会社の圧力にも御用組合で援助がもらえなくても闘っている方々がいます。なぜ闘いつづけているのでしょうか。そして公益通報者保護法はもとより、労働組合とはどうあるべきかの答えがあると思います。

※下は記事より

バス運転者の労働時間について、厚生労働省は「改善基準」を告示しており、「1日15時間以上の勤務は週2日まで」「勤務と次の勤務の間の『休息期間』は継続8時間以上」などと示されている。

ところが、2人が勤務していた営業所では週3日以上、「1日15時間以上の勤務」があった。「休息期間」が4時間程度しかない勤務ダイヤも多い時で週2日。運転士不足を理由に、休日出勤も頻繁に強いられていたという。



羽田空港のバス乗降場で=本文とは関係ありません(撮影:本間誠也)

### 「労働組合は目を覚ませ」

バス運転士の勤務実態を告発した2人は今、こう口をそろえる。

「私たちの内部告発は正当なものだし、報復的な処分の数々は不当だと思っています。水面下ではありますが、私たちの裁判を応援してくれる社員は少なくないし、今の過酷な勤務体制を変えるため、『自分もユニオンに入りたい』と連絡してくる社員もいます。会社も労組も目を覚ましてほしい」

労組は目を覚ませ、という声は他にもある。

例えば、内部告発を理由に雇用契約を更新しないのは法律違反だ、と主張した京都のタクシー運転手。この男性は2007年10月、地位保全を求めた仮処分申し立てが認められ、京都地裁の決定後、報道陣に「労働組合とは名ばかり。会社と一体となって不正のみ消しや労働者いじめをする労組も許せませんでした」と語っている。

## 無理、また無茶な勤務は小さなヒビからいずれ大きな亀裂となります！ そうなる前に現在と将来の問題を青年部から議論と改善をさせていきましょう！